

# 令和8年度「ぐんまのうめ」消費拡大等PR業務 仕様書

※本仕様書は公募段階のものであり、詳細については、採用された企画提案に基づき主催者と協議の上決定する。

## 1 業務の名称

令和8年度「ぐんまのうめ」消費拡大等PR業務

## 2 事業目的

群馬県のうめ栽培面積は全国2位であり、特に青うめの産地である。青うめを原料として加工される「カリカリ梅」は群馬県が発祥であり、現在も国産カリカリ梅の多くが県内メーカーにより製造されている。また、令和6年度には県育成うめ新品種「群馬U6号（商標：ゆみまる）」の収穫が本格的に始まった。

一方で、うめは加工品として流通することが多いため、消費者に産地として認知されにくい品目である。また、群馬県のうめ栽培面積が全国2位であることや「カリカリ梅」が群馬発祥であることの県内認知度は約3割に留まっており（令和7年度 消費者アンケート結果）、「群馬県＝梅」というイメージが十分に形成されていないことも課題である。さらに、11月10日が「カリカリ梅の日」であることについても、十分に認知されていない。

これまで県では、うめの機能性等に着目し、スポーツや身体活動に関わる人を主なターゲットとしたPRを実施してきた。その結果、当該分野においては、県や関係団体、民間企業の連携による取組も進み、今後の展開に向けた基盤が整ってきている。

そこで本業務では、これまでの取組を踏まえつつ、ビジネスパーソン等の新たな消費者層も視野に入れた利用シーン等の発信を通じ、県産うめのさらなる認知度向上及び消費拡大を図り、県内外における継続的な消費者の獲得につなげることを目的とする。

## 3 契約期間

契約締結日から令和9年3月5日（金）まで

## 4 委託限度額

金2,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

## 5 業務の基本方針

- (1) 県産うめ（青うめ・うめ加工品）の認知度向上及び消費拡大につながる事業を展開すること。
- (2) 業務内容に示すターゲットを踏まえ、具体的な消費者像や利用シーン等を設定した上で、自由な発想で提案すること。
- (3) 単発的なPRにとどまらず、消費行動のきっかけづくりや再購入につながるなど、継続的な消費行動を意識した提案とすること。

## 6 業務内容

以下の企画内容に係る業務管理（企画立案、実行、情報収集、連絡調整、スケジュール管理等）を実施すること。

## (1) 「ぐんまのうめ」PR事業の実施

### ア 内容

- ・県産うめの認知度向上及び消費拡大につながる取り組みを実施すること。
- ・新たな消費者を確保できるような内容であれば、手法は問わないものとする。
- ・新品種「ゆみまる」を使用した商品（カリカリ梅、梅干し等）について、本事業の中で必ず活用し、県育成品種であることやその特性・付加価値が消費者に伝わるよう配慮すること。

### イ ターゲット

- ・以下のターゲットを想定し、うめの特性（栄養、健康、リフレッシュ感、携帯性等）を活かした利用シーンの提案を行うこと。

○ビジネスパーソンや健康志向を有する層

理由：日常の体調管理や気分転換の場面で取り入れやすく、継続的な消費が期待できるため。

なお、上記に限らず、新たな消費者層として効果的なターゲット設定ができる場合は、これを主たるターゲット又は補完的なターゲットとして設定しても差し支えない。

### ウ その他

- ・情報発信においては、県より提供する画像素材及び動画素材を活用できることとし、不足する場合には事業費内で受託者が対応すること。
- ・以下の項目を参考に、本事業におけるKPIを設定すること。また、その他適切な指標等あれば設定の上、提案書に記載すること。

#### 【KPI設定項目（例）】

- 情報発信や対面イベントにおけるリーチ数
  - アンケート等による認知度向上や購入意向の変化
- ただし、KPIの最終決定は契約締結後、県と協議の上行うものとする。
- ・(2)の消費拡大イベントと関連する内容としてもよい。

## (2) うめPRイベントの実施

### ア 日程

令和8年6月1日（月）～12月31日（木）のうち1～2日

### イ 会場（場所）

- ・ターゲットとなる消費者が訪れ、PR事業の効果が発揮できることが想定される場所を提案すること。
- ・既存のイベント等への出展も可とする。
- ・県内在住者のみならず、県外在住者に対しても「群馬県＝梅」というイメージの浸透が図られる場所を選定すること。

### ウ 内容

- ・「ぐんまのうめ」の認知度向上・消費拡大につながるような事業を提案すること。
- ・試食、アンケート等を組み合わせ、消費行動につながることを意識すること。

### エ その他

- ・会場使用料（出展料）、人件費、スタッフの旅費、販売に係る消耗品等は委託料の範囲とし、受託者が負担すること。
- ・PRとしてうめ果実やうめ加工品（梅ジュース、カリカリ梅、梅干し等）を活用すること。なお、PR用の果実や加工品の手配については発注者が行う場合のほか、受託者が事業内容に応じて手配してもよい。
- ・会場には、うめPRチラシや観光パンフレット等を設置するスペースを設けること。
- ・イベント会場の設営、撤去及び清掃を行い、ゴミの処分もすること。
- ・消費者アンケートを実施し、結果を分析した上、次年度以降の事業指針について検討すること。

## 7 実施体制等

各業務従事者を明記した体制を示す書類を県に提出し、業務従事者のうち1名を業務責任者として指名すること。

なお、業務責任者を変更する場合は、あらかじめ連絡すること。

## 8 実施報告書の提出

- (1) 委託業務完了後、速やかに「実施報告書」（様式任意）を作成し、県に提出すること。
- (2) 本事業の実施結果をもとにした令和9年度以降の事業指針等について共有すること。

## 9 参考資料

群馬県におけるうめの特徴については、参考資料1を参考にすること。

## 10 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、業務内容を県と連絡を密にとりながら誠実に履行するとともに、作業の進捗状況を随時、県に報告すること。
- (2) この仕様書に記載されていない事項及び疑義または不測の事態等が生じた場合は、その都度、県と協議の上決定すること。
- (3) 受託者は、業務にかかる各種検査が行われる場合は協力すること。
- (4) 本業務より作成された成果品に係る著作権及び著作権は、著作者人格権等譲渡になじまない権利を除き県に帰属するものとする。本業務の中で使用するコンテンツ、受託者の創案した発想、アイデア又は作成した映像の中で、既に他の者が所有権、著作権を持つ者がある場合には、受託者において承諾を得るとともに、これらに係る必要経費は受託者負担とすること。
- (5) 業務の実施にあたっては、各種関係法令・条項等を遵守し、適正に業務履行すること。本業務により知り得た個人情報等は、この事業の目的以外に使用してはならない。これは、業務期間終了後も同様とする。
- (6) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、県の責めに帰すべきものを除き、受託者の責任において対応すること。